

副

## 宅地造成に関する工事の許可通知書

※許可通知欄

この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。

許可番号 指令住開指 第1- 号

令和 年 月 日

名古屋市長

印

条件

裏面条件のとおり

1	造成主住所氏名				電話	—
2	設計者住所氏名				電話	—
3	工事施行者住所氏名				電話	—
4	宅地の所在及び地番					
5	宅地の面積	平方メートル				
6 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積				平方メートル	
	ロ 切土又は盛土の土量	切土				立方メートル
		盛土				立方メートル
	ハ 擁 壁	番号	構 造	高さ (見かけ) <small>メートル</small>	延 長 <small>メートル</small>	
	ニ 排水施設	番号	種 類	内法寸法 <small>センチメートル</small>	延 長 <small>メートル</small>	
ホ 崖面の保護の方法						
ヘ 工事中の危害防止のための措置						
ト その他の措置						
チ 工事着手予定年月日	年	月	日			
リ 工事完了予定年月日	年	月	日			
又 工程の概要						
7	その他必要な事項					

1. 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可は不要となります。
2. ※印のある欄は記入しないでください。
3. 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を附し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。
4. 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
5. 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
6. 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

1. この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にかぎり、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
2. この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日(異議申立てをしたときは、決定があったことを知った日)から6箇月を経過するまでは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、名古屋市長を被告として(名古屋市長が被告の代表者となります。)処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日(異議申立てをしたときは、決定の日)から1年を経過したときは、提起することができません。

## 許可に当たって付した条件

### 付 記

1. 宅地造成等規制法、施行令、施行規則及び名古屋市宅地造成等規制法施行条例、施行細則により施行すること。
2. 工事完了後検査しがたい基礎、裏込コンクリート、透水層、配筋等はその箇所及び寸法（スケールをあてること）の確認ができる写真、並びに構造物の完了写真及び敷地周辺の状況が確認できる写真を完了検査申請書の提出時に1部提出すること。
3. 隣地境界付近での工事は、関係法令等を遵守し十分な保護のもとで施行するとともに、特に工事施工にあたり付近住民に説明し、住民の生活環境を保全するよう努めること。
4. 石積・ブロック積のある場合は、基礎掘さくが完了したときに根入深さの検査、及び前面G Lまで積上がったときに裏込コンクリート厚の検査を受けること。
5. 鉄筋コンクリート擁壁のある場合は、基礎掘さくが完了したときに根入深さの検査、及び基礎、たて壁の配筋が完了したときに検査を受けること。
6. コンクリート（重力式）擁壁のある場合は、基礎掘さくが完了したとき根入深さの検査、及び型枠組立てが完了したときに型枠検査を受けること。

## 許可申請書の記入方法

### 申請者, 1, 2, 3 欄

申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

### 2 欄 資格を有する者の設計によらなければならない工事

- (1) 高さが 5 メートルをこえる擁壁の設置。
- (2) 切土または盛土をする土地の面積が 1,500 平方メートルをこえる土地における排水施設の設置。

資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。

### 3 欄 未定のときは定まってから工事着手前に届けてください。

### 4 欄 土地区画整理事業の施行中は、従前の所在地と仮換地の地番を記入してください。

### 5 欄 宅地の全体面積を記入してください。

### 6 欄 イ 切土または盛土をする土地の合計面積を記入して下さい。

ハ 義務設置擁壁（擁壁見かけ高さが擁壁前面 G L から擁壁背面 G L までの高さのもので切土の場合には高さ 2 メートル、盛土の場合には 1 メートル、切土と盛土を同時にする場合には高さが 2 メートルを超える崖を覆う擁壁、をいう）を記入し、番号は計画平面図と対照できるものを付してください。

ニ 雨水排水施設のみを記入してください。

ホ 擁壁で覆わないときの法面の保護方法（例えば張芝等）について記入してください。

ヘ 仮設方法（例えば土留矢板等）及び保安施設（例えば防護さく等）を詳細に記入してください。

ヌ 工種毎の施工予定期間を記入してください。

### 7 欄 宅地造成に関する工事を施行することについての他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の申請手続きの状況を記入してください。

# 工事着手から完了まで

申請書・通知書に添付のこと。

1. 許可通知書が手もとに届きましたら、申請者（造成主）は工事施行者等に許可通知書を提示して、許可に当たって付した条件や設計図書を再確認した後、下記のことにご注意し工事に着手してください。
2. 工事着手にあたり、現場内の見やすい場所に下記様式の工事許可済標示板を設置してください。
3. 中間検査
  - (1) 石積・ブロック積の基礎掘さくが完了したとき及び前面 GL まで積上がったとき。
  - (2) 鉄筋コンクリート擁壁の基礎掘さくが完了したとき及び基礎・たて壁の配筋が完了したとき。
  - (3) コンクリート（重力式）擁壁の基礎掘さくが完了したとき及び型枠組立が完了したとき。
 以上の工程に達したときは、中間検査を受けてください。その他工事中に市係員が随時中間検査をすることがあります。
4. 工事写真の撮影
  - (1) 施行前の写真
  - (2) 工事完了後検査しがたい基礎、裏込コンクリート、透水層、配筋等はその箇所及び寸法（スケールをあてること）の確認ができる写真。
  - (3) 完了写真（建造物の完了写真及び敷地周辺の状況を確認できる写真）。
  - (4) 工事写真は、完了検査申請書の提出時に 1 部提出してください。
  - (5) 完了検査に際し、工事写真の提出がないと破壊検査をすることがあります。
5. 工事計画等の変更
 許可をうけた工事で、申請書及び添付図面に記載した事項を変更しようとするときは、原則変更の許可が必要となります。
6. 届出事項
  - (1) 造成主、設計者、工事施行者を変更するとき。
  - (2) 工事期間を変更するとき。
  - (3) 工事を中止、取りやめ、又は再開するとき。
7. 工事が完了したときは、工事の完了検査申請書を開発指導課に提出して完了検査を受けてください。検査の結果、その工事が技術的基準に適合していれば、市長は検査済証を交付します。  
 なお、完了検査を受けないとき、許可どおりの工事をしていないとき、又は、許可をうけないで工事を施工したときは、宅地の使用禁止、工事の中止、工事のやり直し等の措置をうけることがあります。
8. 長期間にわたる大規模な造成工事等の場合に、造成工事の一部が完成し、諸条件を満たすときは、その一部について完了検査を受けることができます。
9. 工事中に、工事の状況等について市が報告を求めることがあります。
10. 道路・河川等の占用、流末処理等の許可及び工事の影響で隣地所有者の承諾等が必要な場合には、工事を着手するまでに処理しておいてください。

## 宅地造成工事許可済標示板

← 35 cm 以上 →

↑ 25 cm 以 上 ↓	宅 地 造 成 工 事 許 可 済	
	許 可 番 号	第 号
	許 可 年 月 日	年 月 日
	工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	工 事 箇 所 の 所 在 及 び 地 番	区 町 丁 目 番
	造 成 主	住所 氏名 TEL
	施 行 者	住所 氏名 TEL 工事現場責任者氏名
	設 計 者	住所 氏名 TEL

(注意)

1. 白地に黒字としてください。
2. 見やすい場所に掲示してください。

連絡先 名古屋市住宅都市局建築指導部  
開発指導課宅地規制担当  
TEL 052-972-2733